

随 意 契 約 理 由 書

件 名	水泳授業支援業務
契 約 の 相 手 方	学校法人 履正社
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随 意 契 約 理 由	学校教育課では公立学校におけるプール施設維持管理課題の対策として、現在、水泳授業は市内民間事業者にて、一部実施しています。今回、豊島北小学校の実施条件として、水泳授業の入水時間を一定確保する観点から低学年児の集団が徒歩で移動する場合において、体力的負荷の軽減が図られること、安全で短時間に到着可能な施設であり、また、水泳授業を受託可能な事業者であることを条件として検討を進めておりました。このことから上記事業者の保有施設（大阪府曾根南町2丁目2-2）が、前述の要件を満たしているため、上記事業者と随意契約を行うものです。
備 考	